電子申請の開始について

令和６年３月１８日より電子申請【消火・避難訓練通知のみ】の受付を開始します。

トップページの申請書ダウンロードから申請できます。※ ⇦こちらから

なお、当申請での消防職員の出向及び資機材の貸出しはできません。

申請後の消防署からの返信メールを訓練の履歴として保存するようにしてください。

職員の出向、資機材の貸出し及び消火・避難訓練通知書の控えが必要な場合は、直接管轄消防署へ届出して下さい。

また、この電子申請開始により粕屋南部消防組合火災予防規程(平成１３年粕屋南部消防組合告示第４号)の一部改正があります。次項参照。

問い合わせ先
南部消防署(志免・宇美・須恵)
TEL：935-5107
中部消防署(粕屋・篠栗・久山)
TEL：938-3216

粕屋南部消防組合告示第２号

粕屋南部消防組合火災予防規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和６年３月１３日

粕屋南部消防組合
組合長　　箱田　彰

粕屋南部消防組合火災予防規程の一部を改正する告示

粕屋南部消防組合火災予防規程（平成 13 年粕屋南部消防組合告示第４号）の一部を次のように改正する。

第４条の４第１項ただし書中「、口頭」の次に「又はインターネットの利用」を加え、同条第２項中「口頭により行った」を「行えなかった」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。